

～愛知県障害福祉課からのお知らせ～

障害福祉サービス事業所等における

R4 燃油価格高騰対策支援金 **(9月補正予算分)**

の申請受付を開始します。

原油価格高騰の影響を受ける障害福祉サービス事業所等の送迎等における車両燃料費を助成します。**(※9月30日まで受け付けておりました「R4 燃油価格高騰対策支援金」は終了いたしました。)**

(1) 対象

愛知県内（政令中核市を含む。）で指定障害福祉サービス施設・事業所等を運営し、令和4年10月1日時点で自らが燃料費を負担する自動車を使用しサービス提供※をしている法人。（基準該当及び国、都道府県又は市町村が運営する事業又は施設を除く。）

※利用者の輸送、送迎、職員による利用者の居宅への訪問又は利用者の医療機関への通院介助等をいう。

(2) 交付額

サービス種別毎の自動車1台あたりの支援金の額は以下のとおり。

申請可能な車両は、法人及び職員の所有を問わないが、**サービス提供に係る所要の燃料費を法人において負担しているものに限る。**

なお、訪問系及び相談系サービスについては、令和4年9月における直接処遇職員（管理者、サービス管理責任者を除く。）の勤務実績に基づく常勤換算後の人数（小数点以下がある場合は第1位を切り上げ）の範囲内の台数まで申請が可能。（例：常勤換算数2.5人の場合、3台まで申請可能。）

分類	サービス種別	支援金の交付額等
通所系	療養介護、生活介護、自立訓練(生活訓練)、自立訓練(機能訓練) 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	自動車1台あたり17,000円
入所系	施設入所支援、共同生活援助(日中サービス支援型)、共同生活援助(介護サービス包括型)、共同生活援助(外部サービス利用型)、短期入所 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	自動車1台あたり10,000円
相談系	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、就労定着支援 障害児相談支援	自動車1台あたり10,000円 ただし、申請可能な台数は 当該事業所において勤務した直接処遇職員の令和4年9月分(9月1日から9月30日まで)の勤務実績に基づく常勤換算後の人数 (小数点以下がある場合は第1位を切り上げ)までとする。
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	

(3) 申請期間

令和4年11月1日(火)から令和4年12月28日(水)まで【必着】

(4) 申請方法

県障害福祉課ホームページ※1から申請書様式データをダウンロード、必要事項を記入の上、別途御案内するメールアドレス宛て提出による。

(本助成事業に係る審査事務は委託により行います。**提出先は県障害福祉課ではありませんので御注意ください。また、障害福祉サービス事業所等以外(介護保険法等に基づく介護サービス事業所等)の申請先と混同しないようお願いいたします。)**

※1：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/shogai-nenyuhojo.html>

(問い合わせ先)

燃油価格高騰対策支援金(障害)審査事務局

電話：県HPで御案内予定 受付：平日午前9時から午後5時まで

提出方法：メール(※アドレスは県HPで御案内予定)